

第 3 回市政アンケート調査

■調査期間 令和 7 年 7 月 2 5 日～ 8 月 8 日
■調査数 6 3 1 件
■回答数 5 2 1 件
■有効回答率 8 2.6%

〔テーマ・担当課〕

1. 「情報通信の利用状況」について
(担当課：総務企画局 サービスデザイン課)
2. 「地域の福祉活動」について
(担当課：福祉局 地域共生課)
3. 「消費生活」について
(担当課：市民局 消費生活センター)
4. 「博多湾の海底ごみ」について
(担当課：農林水産局 水産振興課)
5. 「文化芸術」について
(担当課：経済観光文化局 文化振興課)

調査協力員番号	
---------	--

※ 調査協力員番号は 封筒の宛名シール に記載しております。

(返信用封筒右上に記載されている「501」ではありませんのでご注意ください。)

お名前	
-----	--

(提出期限) 8 月 8 日 (金) までにポストに投函してください。

≪ 「情報通信の利用状況」について ≫

福岡市では、市民サービスの向上と行政の事務の簡素化・効率化を図るため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した行政情報化および地域情報化の各種取り組みを進めています。

問1 あなたは、インターネットを利用していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。
 (N=521) 無回答 0.2

※パソコンやスマートフォンなどを使って、インターネットを利用することで、メールなどを利用した連絡、ホームページを利用した情報入手、各種行政手続きのオンライン申請などが可能となります。

1 利用している（常日頃から）	}	問2、問3へ	85.4
2 利用している（常日頃は利用しないが、過去1年間に利用したことはある）			4.4
3 利用していない	→	問4へ	10.0

問2 ≪ 問1で「1」「2」と回答した方におたずねします。≫

あなたは、インターネットをどのような目的で利用していますか。あてはまるものをすべて選んでください。 (n=468) 無回答 -

1 連絡、情報交換（メール、LINE、SNS など）	96.6
2 情報収集（上記「1」を除く）（ホームページ、天気予報、地図などの閲覧）	91.2
3 情報発信（上記「1」を除く）（SNS、ブログなど）	31.8
4 デジタルコンテンツの入手・利用（動画、音楽、ゲームなど）	75.0
5 商品・サービスの購入（上記「4」を除く）（ネットショッピング、フリマサイトなど）	81.6
6 各種手続き（電子申請、再配達依頼、懸賞・アンケート回答など）	73.7
7 支払・決済（キャッシュレス決済など）	72.6
8 在宅勤務、テレワーク	21.2
9 オンライン授業の受講	11.1
10 その他	0.9

問3 ≪ 問1で「1」「2」と回答した方におたずねします。≫

あなたは、インターネットを利用するときに、以下の機器を使っていますか。(1)～(4)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

(n=468)	使っている	使っていない	無回答
例) ○○○	①	2	
例) ○○○	1	②	
(1) 携帯電話 ※下記(2)を除く	21.2	72.6	6.2
(2) スマートフォン	96.6	1.1	2.4
(3) タブレット端末	40.0	54.7	5.3
(4) パソコン	71.8	25.0	3.2

≪ すべての方におたずねします。≫

問4 インターネットのできる福岡市の手続きについておたずねします。あなたは、下記の例のような手続きがインターネットで利用できることを知っていますか。また、いずれか1つでも利用したことがありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(N=521) 無回答 2.9

【 インターネットのできる手続きの例 】

- 引越し手続きのオンライン予約サービス
- 保育所の利用申請
- 子ども医療証の申請
- 就学援助の申請
- 高齢者乗車券・福祉乗車券の申請
- 税務証明書の交付申請・窓口交付予約(納税証明書など)
- インターネット口座振替受付(市税・国民健康保険等)
- 水道の使用開始と使用中止の申し込み
- 文化・スポーツ・公共施設などの利用予約
- 各図書館の蔵書検索・貸出予約と図書のリクエスト申し込み
- 粗大ごみ収集の申し込み(自己搬入ごみの事前受付を含む) など

- | | | | |
|--------------------|---|-----|------|
| 1 利用したことがある | → | 問6へ | 55.3 |
| 2 知っているが、利用したことはない | → | 問5へ | 27.8 |
| 3 知らない | → | 問6へ | 14.0 |

窓口申請は
時間も
もったいない!

オンラインも
待ち時間
ゼロ

インターネットのできる手続きについては、こちらからご確認ください



問5 ≪ 問4で「2」と回答した方におたずねします。≫

その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。 (n=145) 無回答 -

1	利用する必要がなかった	62.1
2	利用したい手続きが電子申請に対応していない	2.8
3	手続きのサイト・ページが見つけない	8.3
4	パソコンなどの電子機器の操作や入力が難しそう	20.7
5	パソコン専用ページしかなく、携帯電話やスマートフォンで利用しづらい	6.9
6	紙申請の方が簡単	31.0
7	きちんと申請ができているのかわからない	19.3
8	対面の方が丁寧に説明を受けられる	29.7
9	個人情報の取り扱いが不安	15.9
10	その他	3.4
11	特になし	2.1

《 すべての方におたずねします。 》

問6 あなたは、今後、福岡市のインターネットを利用した情報化の取り組みについてどのようなことを期待しますか。特にあてはまるものを5つまで選んでください。(N=521) 無回答 1.0

1	身近な行政手続の利便性向上	77.2
2	マイナンバーカードを利用した手続きの拡充	51.6
3	各種支払（税金、水道料金、保険料、保育料など）の利便性向上	51.2
4	高齢者や児童生徒の情報活用能力の向上のための情報教育の充実	22.3
5	オンライン授業体制の拡充	8.6
6	SNSやホームページを活用した市政情報発信	20.0
7	市政運営への市民参加の促進（市民意見の募集など）	15.4
8	地域活性化の取り組み推進（地域情報発信の支援や地域経済の振興など）	12.3
9	情報通信環境の充実（高速通信のインフラ整備や公衆無線LANの整備など）	26.3
10	人工知能（AI）や小型センサーなどの先端技術を活用した取り組み （センサーによる高齢者の見守りなど）	20.5
11	その他	0.8
12	特になし	7.1

問7 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した、オンライン手続などの行政情報化および地域情報化の各種取り組みについての意見や要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

--

《「地域の福祉活動」について》

年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが社会的に孤立することなく、住み慣れた地域でその人らしく生活し続けることができる地域共生社会の実現が、これからの地域福祉のテーマとなっています。地域の福祉活動では、地域に住む住民一人ひとりが、地域福祉のことを考え、共に取り組むことが重要です。

※この「地域の福祉活動」のアンケートにおいて、「地域」は町内から小学校区程度の範囲をお考え下さい。

問8 あなたは、以下のような地域の福祉活動がお住まいの地域で行われていることを知っていますか。
知っているものをすべて選んでください。(N=521) 無回答 0.4

1 民生委員・児童委員※ ¹ の見守り活動	60.3
2 ふれあいネットワーク※ ²	15.7
3 ふれあいサロン※ ³	29.4
4 子育て交流サロン※ ⁴	39.5
5 地域カフェ、認知症カフェ※ ⁵	21.5
6 地域のあいさつ運動	25.3
7 登下校時の見守り活動、交通安全運動	67.4
8 生活支援ボランティア活動※ ⁶	11.9
9 地域の福祉活動に関する出前講座	10.7
10 上記のいずれも知らなかった	16.1

- ※1 民生委員・児童委員とは、地域において、住民の立場に立った相談対応や、必要な援助、社会福祉の増進に努める活動などを行う方々のことです。
- ※2 地域住民（ボランティア）や地域団体、関係機関が連携し、支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭などを対象に、見守りや声かけなどを行う活動のことです。
- ※3 家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者などを対象に、仲間づくりや交流、介護予防などを目的に、体操や、レクリエーションなどを行う、集いの場を広げる活動のことです。
- ※4 公民館などの身近な地域の会場を利用して、子育てサポーターが見守り、乳幼児の親子が開設時間内の好きな時間に訪れて、自由に過ごすことができる場所のことです。
- ※5 一般的な営利目的のカフェと異なり、地域の中の「居場所」「たまり場」とすることや、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に理解し合うことを目的に実施されているものです。
- ※6 日常のちょっとした困りごと（外出支援やごみ出し支援など）を住民同士の助け合いで解決する活動のことです。

問9 あなたは、地域に関する情報（問8などの活動や、その他地域で取り組む各種活動などの情報）を得ようと思ったときに、どのような方法で、情報を取得しますか。あてはまるものをすべて選んでください。（N=521）無回答 0.2

- | | |
|---|------|
| 1 福岡市発行の広報紙（市政だよりなど） | 71.8 |
| 2 福岡市のホームページ | 53.9 |
| 3 公民館、自治協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会発行の広報紙
（ふくしのまち福岡など） | 38.4 |
| 4 公民館、自治協議会、自治会・町内会、社会福祉協議会のホームページ | 10.4 |
| 5 地域活動に参加する中で | 8.8 |
| 6 家族・友人・近所の人から聞いて | 29.4 |
| 7 地域の役員から聞いて | 6.1 |
| 8 その他 | 3.3 |
| 9 地域に関する情報を取得することはない | 3.3 |

問10 あなたは、問8の地域の福祉活動や問9の広報紙などを通じて、福祉活動について学ぶ機会がありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.2

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 1 ある | 32.8 | 2 ない | 67.0 |
|------|------|------|------|

問11 あなたは、普段、地域の福祉活動以外に、サークル活動や趣味の活動など、地域の人たちと交流する機会がありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.4

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 1 ある | 21.1 | 2 ない | 78.5 |
|------|------|------|------|

問12 あなたのお住まいの地域で、年齢や性別、国籍、障がいの有無などの理由による合理性のない不利益を見たり、聞いたり、感じたりしたことはありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.2

- | | | | |
|------|------|------|------|
| 1 ある | 10.6 | 2 ない | 89.3 |
|------|------|------|------|

問13 『年齢や性別、国籍、障がいの有無などの理由で、合理性のない不利益を受けることがあってはいけない』という意見について、どう思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.2

- | | |
|-------------|------|
| 1 そう思う | 66.2 |
| 2 ややそう思う | 27.4 |
| 3 あまりそう思わない | 2.3 |
| 4 そう思わない | 1.2 |
| 5 わからない | 2.7 |

《「消費生活」について》

商品サービスの多様化やデジタル化の進展などにより、消費生活[※]に関するトラブルも多様化・複雑化しています。福岡市では、安全で安心できる消費生活の実現を目指し、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた消費者教育を受ける機会の充実を図り、消費者の特性に配慮しながら、さまざまな担い手と連携を強化し、消費者教育を推進しています。

※本アンケートでの「消費生活」とは、生活に必要な商品やサービスを事業者から購入し、それらを利用して生活し、使い終わったものを破棄するまでのことをいいます。

問14 あなたは、日頃から商品やサービスの購入に際して、トラブルを避けるための注意を心がけていますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(N=521) 無回答 -

- | | |
|-------------------|------|
| 1 心がけている | 47.2 |
| 2 どちらかといえば心がけている | 47.4 |
| 3 どちらかといえば心がけていない | 3.5 |
| 4 心がけていない | 1.9 |

問15 消費生活センターでは、消費者トラブルの相談や、トラブル情報の提供などを行っています。あなたは「消費生活センター」を知っていましたか。また、同センターに相談窓口があることを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(N=521) 無回答 -

- | | |
|------------------------------|------|
| 1 名前も相談窓口があることも知っていた | 74.9 |
| 2 名前は知っていたが、相談窓口があることは知らなかった | 19.0 |
| 3 知らなかった | 6.1 |

問16 クーリング・オフ^{※7}は一定期間であれば、消費者が一方的に無条件で契約を解除できる制度ですが、利用できる取引は法律で定められています。あなたは、店舗や通信販売で購入・利用契約をした場合は、クーリング・オフができないことを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(N=521) 無回答 -

- | | | | |
|---------|------|----------|------|
| 1 知っていた | 60.3 | 2 知らなかった | 39.7 |
|---------|------|----------|------|

※7 クーリング・オフとは

訪問販売などで消費者が冷静な判断をできないまま交わしてしまった契約を、一定の期間内であれば無条件で解除できる制度です。「契約は守らなければならない」とする原則の例外で、クーリング・オフができる取引は法律などで定めがある場合に限ります。

★3,000円未満の現金取引には適用されません。

★店舗購入・通信販売にはクーリング・オフは適用されませんが、事業者が返品可否や返品期限などに関する特約を設けている場合は、それに従って返品などをするようになります。

問17 地産地消、食品ロスの削減、被災地の復興支援の商品、フェアトレード※⁸商品の購入など、人や社会、環境に配慮した消費行動を「エシカル消費」（倫理的消費）といいます。あなたは日頃からこの「エシカル消費」を意識して、商品やサービスを購入しようと心がけていますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.4

- | | |
|-------------------|------|
| 1 心がけている | 14.8 |
| 2 どちらかといえば心がけている | 53.0 |
| 3 どちらかといえば心がけていない | 20.2 |
| 4 心がけていない | 11.7 |

※8 フェアトレードとは

発展途上国の作物や製品を適正な価格で継続的に取引し、生産者や労働者の生活改善と自立を支え、生産地の環境を保全する貿易のことです。

【 消費者トラブルで困ったときは消費生活センターにご相談ください 】

福岡市消費生活センター

相談専用電話 092-781-0999

受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時

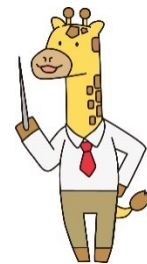
土曜日：午前10時～午後4時（電話相談のみ）

※祝休日・年末年始を除く

※来所相談は予約制です

消費者ホットライン い や や 188

お近くの消費生活センターを案内します（年末年始を除く）



消費生活センター啓発キャラクター
これっキリン先生

《 「博多湾の海底ごみ」について 》

博多湾は多種多様な漁業が営まれ、新鮮でおいしい魚介類が獲れる豊かな海ですが、海底ごみ（海底に沈んで堆積したごみ）によって漁網が破れたり、漁場環境が悪化したりするなど、漁業への影響が見られます。

このため、福岡市では漁業者と連携して海底ごみ回収を行うとともに、環境に関するイベントなどで、海底ごみ削減のための啓発活動を実施しています。

問18 レジ袋やペットボトルなどの日常生活ごみが、ポイ捨てなどにより道路の側溝や河川などを通して博多湾に流入し、海底ごみとなっています。あなたは、そのことを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.4

- | | |
|----------|------|
| 1 知っていた | 68.5 |
| 2 知らなかった | 31.1 |

問19 あなたは、漁業者が博多湾の海底ごみを回収していることを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。（N=521）無回答 0.4

- | | |
|----------|------|
| 1 知っていた | 18.4 |
| 2 知らなかった | 81.2 |

【 漁業者による海底ごみ回収 】

漁業者は、漁船で海底ごみを回収する『博多湾漁場クリーンアップ作戦』を毎年実施し、漁場環境の維持・保全に努めています。また、普段の漁業操業中においても、海底ごみを回収し、回収したごみは市が費用負担し、処分しています。

海底ごみ回収には、多大な労力を要しますが、まだまだ多くの海底ごみが回収されています。海底ごみを減らすためには、陸域から博多湾に流入するごみを減らすことが重要です。



▲海底ごみ回収の様子



▲回収された海底ごみ

問20 博多湾に流入するごみを減らすためには、ポイ捨てなどをしないことに加え、日頃からごみ自体を減らすことを意識して生活することが重要です。あなたは、ごみを減らすために、普段から行っていることはありますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。 (N=521) 無回答 0.4

1 ある	→	問21へ	84.5
2 ない	→	問22へ	15.2

問21 ≪ 問20で「1」と回答した方におたずねします。≫

あなたが、ごみを減らすために、普段から行っていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。 (n=440) 無回答 -

1 買い物際にはマイバッグを持参するなど、レジ袋をもらわないようにしている	93.0
2 水筒やタンブラーなどを使用し、ペットボトル飲料や缶飲料の購入を控えている	63.4
3 物は壊れてもすぐに買い替えず、修理して使うようにしている	38.2
4 使い捨ての物ではなく、繰り返し使用できる物を購入するようにしている	44.1
5 計画的な買い物を心掛け、必要以上の商品を購入しないようにしている	51.1
6 不要になった物は人に譲ったり、リサイクルショップやフリーマーケットに持ち込んだりしている	41.6
7 地域の廃品回収やスーパーなどのリサイクルボックスを利用している	61.6
8 その他	1.6

≪ すべての方におたずねします。≫

問22 博多湾の海底ごみを減らすため、あなた自身はどのようなことに取り組みたいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。 (N=521) 無回答 1.9

1 ごみを減らすことを意識して生活する	83.1
2 ごみのポイ捨てや不法投棄に対する注意喚起	51.4
3 海底ごみのことを身の回りの人に伝える	20.0
4 海辺や河川などのボランティア清掃活動	17.1
5 海底ごみについて調べる	10.9
6 その他	1.3
7 特にない	2.9

《「文化芸術」について》

福岡市では、「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街」を目指し、「政策目標」と「環境・仕組みづくり」に加え、施策を効果的に進めるためのアクションプランとして5つの重点施策を定め、文化芸術振興施策を総合的に進めています。

問23 あなたは、この1年間に外出して鑑賞した文化芸術活動はありますか。あてはまるものをすべて選んでください。(テレビ・CD・インターネット配信など自宅での鑑賞は除きます。)

(N=521) 無回答 0.2

1 音楽(オペラ、オーケストラ、合唱、吹奏楽など)	14.0
2 音楽(ポップス、ロック、歌謡曲、演歌など)	26.5
3 美術(絵画、書、写真、服飾、デザインなど)	26.1
4 演劇(ミュージカル、人形劇を含む)	12.5
5 演芸(落語、漫才、手品など)	7.3
6 洋舞(バレエ、コンテンポラリーダンス※ ⁹ など)	1.7
7 邦舞(日本舞踊、民謡など)	1.2
8 生活文化(生け花、お茶など)	5.2
9 映画(アニメを除く)	39.5
10 アニメ、漫画	16.7
11 文芸(小説・詩歌・俳句など)	5.6
12 古典芸能(歌舞伎、琴、三味線など)、郷土芸能(神楽、獅子舞など)	6.5
13 伝統的な祭り	15.0
14 食文化イベント	14.0
15 歴史的な建物や遺跡、博物館など	26.7
16 その他(具体的に:)	0.4
17 この1年間に鑑賞したものはない	22.5

問25へ

問24へ

※9 コンテンポラリーダンス
表現形態に共通の形式を持たない自由な身体表現のことです。

問24 《問23で「17」と回答した方におたずねします。》

鑑賞をしていない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(n=117) 無回答 -

1 近所で開催されていない	12.8	8 バリアフリー対応が不十分	-
2 開催情報が入手できない	6.0	9 魅力的なイベントがない	12.0
3 入場料・交通費など費用負担が大きい	29.1	10 テレビ、CD、インターネット配信等で鑑賞できる	28.2
4 チケット入手が困難	9.4	11 コロナ以降、外出を控えている	9.4
5 時間が取れない・合わない	35.0	12 特にない・分からない	5.1
6 健康上の理由	21.4	13 関心がない	17.9
7 子ども連れで行ける施設や行事が少ない	8.5	14 その他(具体的に:)	-

問25 あなたは、この1年間に書籍、テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等により鑑賞した文化芸術活動はありますか。あてはまるものをすべて選んでください。
(N=521) 無回答 0.2

1	音楽（オペラ、オーケストラ、合唱、吹奏楽など）	24.6
2	音楽（ポップス、ロック、歌謡曲、演歌など）	68.1
3	美術（絵画、書、写真、服飾、デザインなど）	22.6
4	演劇（ミュージカル、人形劇を含む）	8.3
5	演芸（落語、漫才、手品など）	19.6
6	洋舞（バレエ、コンテンポラリーダンスなど）	3.5
7	邦舞（日本舞踊、民謡など）	1.5
8	生活文化（生け花、お茶など）	3.8
9	映画（アニメを除く）	59.9
10	アニメ、漫画	45.1
11	文芸（小説・詩歌・俳句など）	15.9
12	古典芸能（歌舞伎、琴、三味線など）、郷土芸能（神楽、獅子舞など）	4.8
13	伝統的な祭り	12.3
14	食文化に関するもの	19.0
15	歴史的な建物や遺跡など	22.6
16	その他（具体的に：　　　　　　　　）	0.2
17	この1年間に鑑賞したものはない	8.3

問26 あなたは、この1年間に実践した文化芸術活動はありますか。あてはまるものをすべて選んでください。（体験ワークショップへの参加等も含みます。）（N=521）無回答 -

項目	割合
1 音楽（オペラ、オーケストラ、合唱、吹奏楽など）	4.6
2 音楽（ポップス、ロック、歌謡曲、演歌など）	5.6
3 美術（絵画、書、写真、服飾、デザインなど）	5.6
4 演劇（ミュージカル、人形劇を含む）	1.0
5 演芸（落語、漫才、手品など）	1.0
6 洋舞（バレエ、コンテンポラリーダンスなど）	0.4
7 邦舞（日本舞踊、民謡など）	0.2
8 生活文化（生け花、お茶など）	4.6
9 映画（制作、出演など（アニメ除く））	3.3
10 アニメ、漫画	4.6
11 文芸（小説・詩歌・俳句など）	2.3
12 古典芸能（歌舞伎、琴、三味線など）、郷土芸能（神楽、獅子舞など）	0.4
13 伝統的な祭り	3.8
14 食文化に関する承継活動	1.9
15 歴史的な建物や遺跡などを保存・活用するための支援活動	1.5
16 その他（具体的に：_____）	0.2
17 この1年間に実践したものはない	73.1

問28へ

問27へ

問27 《問26で「17」を選択した方におたずねします。》

実践していない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(n381) 無回答 1.0

1 近くで希望の活動がない	15.5	8 子ども連れで行ける施設や行事が少ない	7.6
2 近くに活動場所がない	8.7	9 バリアフリー対応が不十分	0.5
3 参加費用の負担が大きい	12.6	10 コロナ以降、外出を控えている	5.5
4 時間が取れない・合わない	36.7	11 特にない・分からない	19.4
5 初心者で参加しづらい	21.0	12 関心がない	22.8
6 活動に関する情報が入手できない	15.7	13 その他（具体的に： ）	2.6
7 健康上の理由	10.0		

《 すべての方におたずねします。 》

問28 あなたは、この1年間にどのくらいの頻度で文化芸術活動を行いましたか。(1)～(3)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。

【例】問23で「美術」を年に数回程度、「映画」を月に1回程度鑑賞される方は、本問(1)では「月に1～3回程度」を選択してください。

(N=521)	年に1回程度	年に数回程度	月に1～3回程度	週に1回程度	週に複数回	鑑賞・実践していない	無回答
(1)外出を伴う鑑賞 (問23全体の鑑賞頻度)	15.7	41.3	12.5	1.2	0.2	27.4	1.7
(2)書籍、テレビ、ラジオ、CD・DVD、 インターネット配信等による鑑賞 (問25全体の鑑賞頻度)	2.9	16.3	20.7	12.1	36.3	9.2	2.5
(3)文化芸術活動の実践 (問26全体の活動頻度)	10.4	10.7	6.0	1.9	1.7	66.4	2.9

問29 あなたは、福岡市の文化的な環境（鑑賞や活動の機会、歴史資源の保存・整備など）に満足していますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。(N=521) 無回答 1.0

1 満足している	}	→	問31へ	15.4
2 どちらかといえば満足している				66.0
3 どちらかといえば満足していない	}	→	問30へ	15.2
4 満足していない				2.5

問30 《問29で「3」「4」と回答した方におたずねします。》

文化的な環境に満足していない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

(n=92) 無回答 1.1

1 開催情報が入手できない	39.1
2 入場料・交通費など費用負担が大きい	41.3
3 チケット入手が困難	17.4
4 魅力的な活動・イベントがない	34.8
5 近くに文化施設がない	17.4
6 文化施設の老朽化	5.4
7 施設利用料が高い	13.0
8 文化施設利用の競争率が高い	-
9 子ども連れで行ける施設や行事が少ない	9.8
10 バリアフリー対応が不十分	4.3
11 有名な歴史的建物や遺跡がない	10.9
12 その他（具体的に：	6.5

《 すべての方におたずねします。 》

問31 福岡市が取り組んでいる、文化芸術に係る事業について、知っているものをすべて選んでください。(N=521) 無回答 1.0

1	「FaN Week」(美術館や民間企業と連携したアートイベント)	3.6
2	児童・生徒への芸術鑑賞機会の提供(派遣授業・観劇優待など)	23.6
3	音楽・演劇練習場の運営	10.6
4	「ステップアップ助成プログラム」(市民団体の文化芸術活動に対する助成)	2.5
5	「福岡市民芸術祭」(毎年10~12月開催の文化芸術活動の発表)	19.0
6	福岡城・鴻臚館などの歴史的建造物の復元・整備	45.1
7	「Artist Cafe Fukuoka」(アーティストの交流拠点施設の運営)	4.0
8	博多旧市街、福岡城・鴻臚館での集客イベント	28.6
9	「Live@Museum」(アジア美術館で行う毎週金曜夜のイベント)	1.3
10	「福岡ミュージアムウィーク」 (博物館・美術館など参加施設において観覧料や入館料が無料または割引になるイベント)	14.0
11	「FUKUOKA STREET LIVE」 (まちなかのオープンスペースを文化芸術活動の場として提供)	6.7
12	その他(具体的に：)	0.2
13	知っているものはない	28.2

問32 福岡市が取り組んでいる、文化芸術に係る施策への満足度についておたずねします。(1)～(7)のそれぞれの項目について、あてはまるものを1つずつ選んでください。(右図参照)

(N=521)	満足している	満足している どちらかと言えば	満足していない どちらかと言えば	満足していない	わからない	無回答
(1) 市民が文化芸術と触れあう機会の創出、文化芸術を通じた子どもたちの育成や障がいのある方などの社会参加促進	6.9	27.6	8.6	1.7	54.3	0.8
(2) 市民やNPOなどが行う文化芸術の活動支援	5.8	22.6	6.3	1.5	63.0	0.8
(3) 歴史・伝統・生活文化の保存と継承	10.6	44.9	7.5	1.2	35.9	–
(4) アジアを中心とした国内外アーティストの招へいや作品展示、クリエイターへの発表・交流の場の提供	6.9	26.3	6.7	1.5	57.8	0.8
(5) 歴史文化等を活かした観光・集客の促進	10.0	38.0	13.1	1.7	36.7	0.6
(6) 福岡市の文化施設の現状と運営	11.3	41.5	9.4	2.3	35.1	0.4
(7) 民間・市民団体などとの連携・協働による施策の推進	6.7	23.4	7.5	1.3	60.5	0.6

(1) 市民が文化芸術に触れあう機会の創出、文化芸術を通じた子どもたちの育成や障がいのある方などの社会参加促進



＜福岡城アートプロジェクト 福岡城跡電燈祭り＞ 2024年



＜福岡城アートプロジェクト 夏林蔭・CINEMA CARAVAN＞ 2023年



小学校へのアーティスト派遣
「アーティストと出会う」

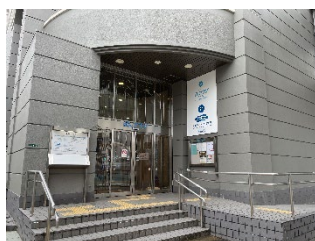


障がい者アーティストとのダンス公演
「社会参加促進事業」

(2) 市民やNPOなどが行う文化芸術の活動支援



千代音楽・演劇練習場



祇園音楽・演劇練習場

(3) 歴史・伝統・生活文化の保存と継承



鴻臚館(こうろかん) 整備イメージ



博多遺跡の石積み遺構



博多祇園山笠

(4) アジアを中心とした国内外アーティストの招へいや作品展示、クリエイターへの発表・交流の場の提供



アーティストの成長・交流の場
「Artist Cafe Fukuoka」



クリエイターやアーティストによる
エンタメ体験イベント「The Creators」

(5) 歴史文化等を活かした観光・集客の促進

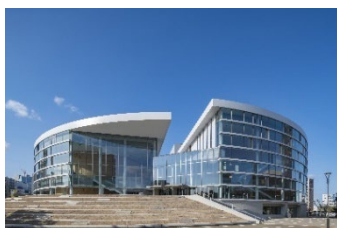


博多旧市街プロジェクト



福岡城・鴻臚館(こうろかん)
での観光振興

(6) 福岡市の文化施設の現状と運営



福岡市民ホール



福岡市美術館

(7) 民間・市民団体などとの連携・協働による施策の推進



市内の参加ミュージアムで特別なイベントを開催する
「福岡ミュージアムウィーク」

お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。
記入漏れや誤りがないか再度確認の上、同封の返信用封筒にて
ご返送をお願いします。

【標本構成（第3回）】（N=521）

◆性別

男性	42.4
女性	57.6

◆年齢

18～29 歳	16.7
30 代	14.0
40 代	17.7
50 代	18.0
60 代	13.2
70 歳以上	20.3

◆職業

正社員・正職員	38.4
契約社員・派遣社員・嘱託	8.1
パート・アルバイト	15.9
会社等役員	3.1
自営業・家族従事者	4.0
専業主婦・専業主夫	11.5
学生	4.8
無職	13.6
その他	0.6

◆行政区

東区	20.9
博多区	11.9
中央区	15.5
南区	16.1
城南区	6.9
早良区	14.0
西区	14.6

◆居住年数

3年未満	11.5
3年以上5年未満	6.1
5年以上10年未満	11.5
10年以上20年未満	18.0
20年以上30年未満	18.4
30年以上	34.4

◆居住形態

持家の戸建て	32.2
持家の集合住宅	27.3
賃貸の戸建て	1.9
賃貸の集合住宅	35.7
社宅・寮	2.5
その他	0.4

◆18歳未満の同居家族

いる	30.5
いない	69.5

◆65歳以上の同居家族

いる	39.7
いない	60.3

◆回答方法

郵送	39.0
インターネット	61.0